

マイナ免許証とマイナンバーカードの更新を同じ年に迎える方へ

- マイナンバーカードは、誕生日の3か月前から更新手続きができます。
- マイナ免許証は、誕生日の前後1か月間、更新手続きができます。
- 新たなマイナンバーカードに新しい免許情報が確実に記録されるために、新たなマイナンバーカードを受け取ってから、免許証の更新を行うよう、お願いします。
- 免許証の更新手続きが近づいている方など、ご質問のある方は、山形県総合交通安全センターまでお問い合わせ願います。

TEL 023-655-2150 音声ガイダンス「3」番 平日8:30~17:15

